

新居浜工業高等専門学校紀要審査内規

平成15年12月10日内規第1号

第1条 新居浜工業高等専門学校紀要投稿・編集要領（以下「要領」という。）第8条に定める特定論文の審査については、この内規によるものとする。

第2条 新居浜工業高等専門学校図書委員会（以下「委員会」という。）が投稿された論文等が特定論文に該当すると判断した場合は次により査読を実施する。

一 委員会は、特定論文申込者所属又は関連学科（科）主任等（以下「主任等」という。）あてに、紀要特定論文査読員推薦依頼書（様式1）により、査読員の推薦を依頼する。

二 主任等は、紀要特定論文査読員推薦書（様式2）（以下「推薦書」という。）により、他の論文関連学科（科）主任と協議の上、論文ごとに2名の査読員を委員会に推薦する。

三 委員会は、主任から提出された推薦書に基づき、査読員を決定し、紀要特定論文査読員委嘱書（様式3）により、委嘱する。

四 委員会から委嘱された査読員は、その内容が要領第2条第2項に定める観点から検討するほか次の各号に留意し、各査読員ごとに査読結果報告書（様式4）を作成し、委員会に提出する。なお、特定論文として選考できない場合は、その理由を記入する。

- ① 問題の取り組み方の独創性
- ② 論文としての完成度
- ③ 情報としての有用性
- ④ 他高専（他教育機関）での応用の有用性

（紀要投稿・編集要領第10条により通知）

第3条 委員会は、査読員の査読の外、次のとおり審査を行うものとする。

- 一 要領に合致しているか
- 二 未発表のものか
- 三 引用は適切か
- 四 論旨に矛盾はないか
- 五 著作権に反していないか

附 則

この内規は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年6月13日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

学科（科）主任 殿

図書委員会委員長

紀 要 特 定 論 文 審 査 員 推 薦 依 頼 書

貴学科（科）の教員から投稿のありました下記論文について、他の論文関連学科（科）主任と協議に上、論文ごとに2名の査読員の推薦を依頼します。

記

1 査読論文題目 _____

論文執筆者名 _____

2 査読論文題目 _____

論文執筆者名 _____

3 査読論文題目 _____

論文執筆者名 _____

4 査読論文題目 _____

論文執筆者名 _____

様式 2

令和 年 月 日

図書委員会委員長 殿

学科（科）主任

紀 要 特 定 論 文 査 読 員 推 薦 書

依頼のありました特定論文査読員を下記のとおり推薦します。

記

1 査読論文題目 _____

査 読 員 _____ , _____

2 査読論文題目 _____

査 読 員 _____ , _____

3 査読論文題目 _____

査 読 員 _____ , _____

4 査読論文題目 _____

査 読 員 _____ , _____

令和 年 月 日

殿

図書委員会委員長

紀 要 特 定 論 文 査 読 員 委 嘱 書

下記論文について、査読員を委嘱しますので、査読終了後は新居浜工業高等専門学校紀
要特定論文審査取扱内規第2条第4項に基づき、査読結果報告書を提出願います。

記

1 査読論文題目 _____

2 査読論文題目 _____

令和 年 月 日

図書委員会委員長 殿

査読員

査読結果報告書

査読論文題目 _____

論文執筆者名 _____

1. 上記論文は、査読の結果、次のとおり特定論文に該当します。
 - (1) このままで、特定論文に該当します。
 - (2) 別紙査読所見の修正意見等（誤字・脱字の修正を含む。）を検討した方がよいと考える。
 - (3) 別紙査読所見の修正意見等に応じて再検討が必要と考える。（要再審査）

2. 上記論文は、査読の結果、その内容が別紙査読所見の理由により、特定論文に該当しません。